

女子栄養大学障がい学生支援委員会規程

(目的)

第1条 本学において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援の推進を図るとともに、障がい学生支援に関する部局間調整を行ない具体的な支援計画を策定することを目的として、本学に、女子栄養大学障がい学生支援委員会（以下「支援委員会」という）を置く。

(定義)

第2条 この規程において、障がいのある学生とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(審議)

第3条 支援委員会は、次に掲げる事項に関し審議する。

- (1) 支援の申し出に関する事項
- (2) 具体的な支援に関する事項
- (3) 支援に係る関係部局の調整に関する事
- (4) 支援体制に関する事項
- (5) 施設・設備の整備に関する事項
- (6) その他障がい学生の修学支援に関し必要と認める事項

2 支援委員会は前項の審議内容について、必要に応じて障がい学生が在籍する部局（大学院研究科、学部・学科・専攻）の会議体（大学院研究科委員会、大学教授会、各学科会議等）へ報告する。

(組織)

第4条 支援委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 栄養学部長
- (2) 大学院研究科長
- (3) 大学学生部長
- (4) 管理部長
- (5) 保健センター所長
- (6) 坂戸教務学生部長
- (7) 学生生活課長（障がい学生支援担当事務部署の長）

2 前項に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者を構成員に加えることができる。

(委員長等)

第5条 支援委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、栄養学部長が務める。

3 副委員長は、大学学生部長が務める。

(任期)

第6条 支援委員会の委員の任期は1年とし再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(会議)

第7条 委員長は支援委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

(議決)

第8条 支援委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の3分の2以上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第9条 支援委員会は、議事録を作成・保管しなければならない。

(意見の聴取)

第10条 支援委員会は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第11条 支援委員会は、必要に応じて特定の事項について専門的に調査・整理するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第12条 支援委員会に関する事務及び同委員会の審議に基づき策定した以下の事項に関する事務は、学内関係部署との連携のもと、坂戸教務学生部学生生活課(障がい学生支援担当事務部署)において行う。

- (1) 入学を希望する学生への情報提供及び相談対応に関すること
- (2) 入学者選抜における受験上の配慮に関する業務に関すること
- (3) 障がいのある学生の支援の申し出等の相談への対応に関すること
- (4) 障がいのある学生の教育的ニーズの把握及び障がい学生支援委員会への報告に関すること
- (5) 障がい学生支援に係る関係部局及び学外機関等との連絡調整に関すること
- (6) 障がい学生支援学生の募集、養成及び支援組織の運営管理に関すること
- (7) 学内外における障がい学生支援に関する理解啓発に関すること
- (8) 施設・設備のバリアフリー化に関すること
- (9) その他障がい学生支援に関し必要なこと

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学教授会の議を経て学長が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年2月1日から施行する。